

《1966年、多摩川の水質基準が告示》

高度成長期も10年を過ぎると、宅地開発や工場増加にインフラが追いつかず、社会摩擦を伴った歪が続出してまいります。公害として社会問題化した水質汚染に関し、どのような経緯を辿ったのか、紹介しましょう。

旧江戸川における「黒い水事件」（水土の豆知識276号）を受け、1958年（昭和33）、「水質保全法」と「工場排水規正法」が制定されました。（注1）この2法が機能しだすのは、1960年代中頃からでした。

多摩川では、たとえば、有害物質排出による魚類のへい死事故、1961年洗剤（注2）による発泡水発生事故、1963年（昭和38）5月のシアン排水事故と玉川浄水場取水停止など、水質汚染問題が1960年以降頻発するようになります。

経済企画庁は、水質審議会を設置し、指定水域と水質基準を決めることとなります。多摩川は、その第11特別部会で議論されました。水道水源のための水質を求める都県と、排水処理のための水質を求める国という構図で議論が進み、1966年（昭和41）3月5日、丸子橋直上流の調布取水堰から上流を指定水域として水質基準が告示されました。（注3）

多摩川流域におけるし尿は、農地還元されていましたが、多摩川流域に人口が押し寄せると、宅地開発による農地減少により、この方式が破綻します。日本住宅公団（注4）等が開発する大規模な団地造成では、下水処理施設が建設（後に公共下水道として市に移管）されましたが、1960年代の下水処理人口は10%程度でした。

1968年（昭和43）には、東京都において、「三多摩地区総合排水計画」が作成され、同年9月に多摩川流域に流域下水道（注5）を導入することが決定されます。

この計画に基づき、1971年（昭和46）に多摩ニュータウンの下水処理を行なう南多摩下水処理場が、また1973年（昭和48）に北多摩1号処理場が稼働し、順次下水処理施設が建設・稼働していきました。

注1：この時点で、既に、東京都と神奈川県は、東京都工場公害防止条例（1949年（昭和24）制定）、神奈川県事業場公害防止条例（1951年（昭和26）制定）。

注2：洗剤に使われている界面活性剤ABS（分岐アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム）により、多摩川の水面が泡だらけになりました。

注3：多摩川を議論していた第11特別部会は、5回開催され、第20回水質審議会に報告され決定。水質保全法に従い、都県知事の意見を聞いた上で、告示されています。

内容は、以下のとおり。

#### ①工場または事業所

pH：5.8-8.6

BOD：日間平均20mg/ℓ以下、最大25mg/ℓ

浮遊物質：日間平均70mg/ℓ以下、最大：90mg/ℓ

クロム：2mg/ℓ以下、シアン：1mg/ℓ以下、フェノール類：1mg/ℓ以下

#### ②公共下水道

pH：5.8-8.6

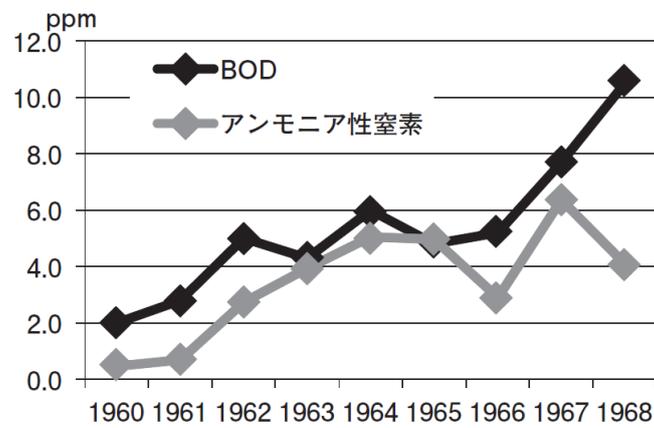
BOD：日間平均20mg/ℓ以下

浮遊物質：日間平均70mg/ℓ以下

注4：日本住宅公団は、1955年（昭和30）設立、現都市再生機構

注5：流域下水道は、市町村が跨る広域的な汚水処理を都道府県が行なう下水道のこと。最初の流域下水道は、1965年（昭和40）に建設された大阪府寝屋川流域下水道です（この下水道と排出先の平野川で発生した水害に関し、大東水害訴訟が起ります）。多摩川流域下水道を整備することとなって、1970年（昭和45）、いわゆる公害国会のとき下水道法が改正され、法的に流域下水道が位置づけられました。

写真は、①多摩川の看板（昭和48年、「東京の公害」写真コンクール作品、東京都環境局掲載写真）、②調布取水堰地点での水質の経年変化（論文「旧水質2法下の水質基準策定過程：多摩川上流を事例に」野田浩二著に掲載された資料）、③東京都多摩川流域の下水処理人口と多摩川原橋地点水質の経年推移（平成23年版 環境・循環型社会・生物多様性白書掲載資料）、④多摩流域下水道全体計画図（東京都下水道局HP資料に細見加筆）



出所：東京都（1971）「都民を公害から防衛する計画：多摩川浄化対策」東京都，15頁から **野田浩二**作成

## 多摩川流域の下水道普及率と水質の推移



注1：普及率は、多摩川流域の普及率

注2：水質は、多摩川原橋の年間のBODの値 (75%水質値)

資料：東京都水道局

